

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 7 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 (発 注 課)	令和 7 年度 財務書類作成委託業務 (総務部 財政課)
業 務 箇 所	佐久市中込 3 0 5 6 番地
業 務 概 要	財務書類作成委託業務 一式
履 行 期 間	契約日から令和 8 年 2 月 2 0 日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に準じて、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、公告の日から落札決定の日までの間、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項又は佐久市財務規則第 1 0 3 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項第 1 号及び同条第 4 項各号の規定に該当していない者であること。
- (3) 令和 7 年度佐久市の物品等入札（見積）参加資格登録者名簿において、「 1 4 その他の業務 2 」のうち「 3 1 企画・計画等業務」かつ「 9 9 その他」に登録がある者であること。
- (4) 5 万人以上の人口を有する市において財務書類作成業務（作成業務を含まずに支援や助言、指導、研修等の業務である場合を除く。）の実績（当該地方公共団体と直接契約をしていない業務実績及び下請事業者としての実績を除く。）を有する者を作業員として配置できる者であること。
- (5) 以下の要件を全て満たす者を業務責任者として配置できる者であること。
 - ア 公認会計士の資格を有し、日本公認会計士協会が発行する資格証明書を提出できる者
 - イ 地方公会計検定 2 級以上の資格を保有する者
 - ウ 地方公会計の活用に関する豊富な知識を有し、日本公認会計士協会の公会計委員会に委員として在籍又は
在籍したことがあり、委員就任に関する委嘱書の写しを提出できる者

3 入札の日程等

入札手続き等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
仕 様 書 等 の 閲 覧	令和 7 年 5 月 7 日（水）から 入札日まで	・ 市ホームページ、佐久市役所総務部財政課財政係 （本庁 4 階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 7 年 5 月 7 日（水）から 令和 7 年 5 月 1 3 日（火）まで （最終日は午後 5 時 1 5 分まで）	・ 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様 式第 1 号）」原本・副本各 1 部、「誓約書」 1 部とする。 ・ 佐久市役所総務部財政課財政係（本庁 4 階）へ持参 又は郵送（簡易書留又は書留）により提出のこと。 ・ 郵送の場合は、「入札参加申請書在中」と朱書き し、提出期限までに到達させること。
仕 様 書 等 の 入 手	令和 7 年 5 月 7 日（水）から	・ 仕様書等は市ホームページよりダウンロードする

	入札日まで	こと。
仕様書等に関する 質問受付	令和7年5月8日（木）から 令和7年5月12日（月）まで （最終日は午後5時15分まで）	・ 質問書様式は市ホームページからダウンロードすること。質問内容がわかるように具体的に記載すること。 ・ 佐久市役所総務部財政課財政係へ持参、郵送又はEメールにより提出のこと。
質問回答の期日・方法	令和7年5月15日（木）以降	・ 佐久市総務部財政課財政係より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和7年5月21日（水） 午前10時から（郵送不可）	・ 佐久市役所 6階 602会議室
落札者の決定等	・ 予定価格の制限の範囲内で、最低価格で入札した者を落札候補者とする。 ・ 審査は、落札候補者から提出された書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から必要な書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・ 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・ 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールの方法により連絡する。 ・ 入札参加資格がないと認められた場合は、「入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）」により通知する。 ・ 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（閉庁日の場合はその翌日）以内に、市に対して「競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第5号）」により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。	
入札参加資格確認書等提出について （落札候補者）	・ 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」、「業務実績表」及び市が指定したものを佐久市役所総務部財政課財政係（本庁4階）へ提出のこと（業務実績表については、業務実績を証明する契約書、業務完了及び業務内容が確認できるものの写しを添付すること。）。 ・ 落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・ 提出期限内に必要な書類を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。	
入札結果の公表	・ 佐久市役所企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。	

4 入札事項等

入札事項	・ 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・ 代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。 なお、すべての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用なし
入札保証金	免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契約保証金	・ 契約請負代金額の100分の10の金銭的保証 （ただし、佐久市財務規則第124条第2項に該当する場合は契約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第3項に該当する場合は免除する。）
前払金	適用なし
中間前払金	適用なし
部分払金	適用あり（佐久市財務規則第138条の規定による。）

5 その他の事項

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）の入札心得を熟読の上、ご参加ください。

6 担当部課（問い合わせ先）

公告及び業務の内容	佐久市総務部財政課財政係（佐久市中込3056） TEL：0267-62-2111（内線）459 FAX：0267-63-1680 Eメール：zaisei@city.saku.nagano.jp
-----------	---